

業務委託契約に係る企画提案方式（プロポーザル方式）による公募について（公告）

次のとおり企画提案方式（プロポーザル方式）により受託者を公募します。

令和 7 年 8 月 5 日

香川県知事 池 田 豊 人

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 香川県道路照明灯 L E D 化推進事業
- (2) 委託期間 契約締結日から令和 1 9 年 3 月 3 1 日まで
- (3) 業務の概要 別添「香川県道路照明灯 L E D 化推進事業 公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）のとおりに従うこと。

2 応募資格

- (1) 応募者の資格要件は次のとおりとする。

本事業は、グループで参加することとし、グループを構成する者は、同時に 2 以上のグループの構成員になること又は単独での応募は認めない。構成員については、提出書類様式第 3 号「グループ構成表」により役割（エリア・業務）を明確にすること。

応募者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

ア 事業役割を担う者は、香川県の「令和 7 年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿」の「電気工事」に A 等級で登録されており、香川県内に建設業法上の主たる営業所を有すること。

イ 施工役割及び維持管理役割を担う者に必要な資格は、次のとおりとする。

- ① 香川県の「令和 7 年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿（県内業者）」の「電気工事」に登録されている 2 者以上で構成すること。
- ② 東部エリア（長尾土木事務所・高松土木事務所・小豆総合事務所管内）、西部エリア（中讃土木事務所・西讃土木事務所管内）の 2 エリアとし、各エリアに 1 者以上を配置すること。
- ③ 各エリアに最低 1 者は、当該エリア内に本店を有し、且つ香川県の「令和 7 年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿（県内業者）」の「電気工事」に A 等級で登録されている者を配置すること。

- (2) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者又は応募者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第 1 項の規定に該当しない者である。）

イ 募集要領の公表の日から提案書提出日までの期間に、香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る「指名停止等措置要領」又は「香川県建設工事指名停止等措置要領」に基づく指名停止等の措置を受けている者。

ウ 募集要領の公表の日から提案書提出日までの期間に、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項若しくは第 5 項の規定による営業停止の処分を受けている者。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用している者。

オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者。（同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。）

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者。（同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）

キ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。

- ク 参加表明書等に虚偽の記載をした者又は重要な事実について記載をしなかった者。
- ケ 法人税、事業税、消費税又は地方税を滞納している者。

3 失格事由

評価点が配点合計の5割に満たない場合又は、次の要件のいずれかに該当した場合、失格とする。

- ア 提案時期を過ぎて企画提案書が提出された場合
- イ 企画提案書に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本募集要領に違反すると認められる場合
- オ 企画提案書の事業費が限度額を超えている場合
- カ その他不正な行為があった場合

4 提出書類及び提出期限

- (1) 参加表明書及び関連書類 2部 提出期限 令和7年 9月 8日(月) 午後5時
- (2) 企画提案書 9部 提出期限 令和7年10月15日(水) 午後5時

※参加表明書及び関連書類を提出した者全員に対し、令和7年9月16日(火)までに参加資格の結果を代表構成員へ電子メールにて通知する。

※応募資格要件に適合した者に対し、企画提案書の提出を要請する。

5 募集要領等の交付

募集要領、提案審査要領及び提出書類様式は、香川県ホームページの以下のページからダウンロードすること。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/douro/index.html>

6 応募・照会先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県土木部道路課 保全グループ

TEL : 087 (832) 3533

FAX : 087 (806) 0219

E-mail : douro@pref.kagawa.lg.jp